

私たちの声で  
制度が実現！

介護職員

看護職員

保育士

ケア労働者の賃金が

2022年

2月から  
上がります



あなたの事業主は  
しっかり申請していますか？

政府の経済対策により、今年2月から介護職員の賃金が月9,000円、看護職員が月4,000円引き上げられます。ただし、自動的に賃金が改善されるわけではありません。2月から賃上げを行った事業所で、事業主(施設)が申請をすれば、補助金が入るという仕組みです。

制度をつかって賃上げを実現するには、皆さんが働いている事業所や医療機関にただちに賃上げを迫り、申請をしてもらうことが必要です。

一人ではむずかしいことも、まずは労働組合にご相談ください。皆さんの賃上げをしっかりサポートします。

介護職員 9,000円/月額

対象職種：介護職員

対象サービスごとに介護職員数(常勤換算)に応じて必要な交付率が決まる。

看護職員 4,000円/月額

対象職種：看護職員。コメディカル(理学療法士・作業療法士・検査技師など)も対象範囲に入れると、月額は4,000円を下回る場合もある

対象医療機関：救急医療を担う医療機関(救急搬送年に200件以上)のみ

しかし…  
制度に問題あり！

- 賃上げ額は「一ケタ足りない」低水準
- 対象となる事業所、医療機関、職種がきわめて限定的
- 院内保育園はほとんどが無認可のため対象外
- 対象期間は2022年2月～9月までの8カ月間だけ  
10月以降は診療報酬・介護報酬で対応。患者・利用者負担に

どうやって交渉するの？

うちは対象になる？

ご相談  
まるごと

京都医労連へ

075-801-8002

対象外でも  
賃上げあきらめたくない



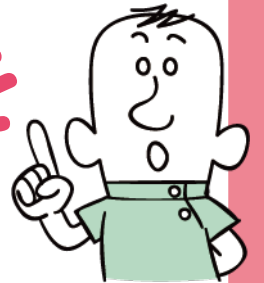
©制度についてわからないことや申請に困ったときには、お気軽にご相談ください。

私たち京都医労連は、すべての医療、介護、保育などケア労働者に /

まだまだ  
足りない

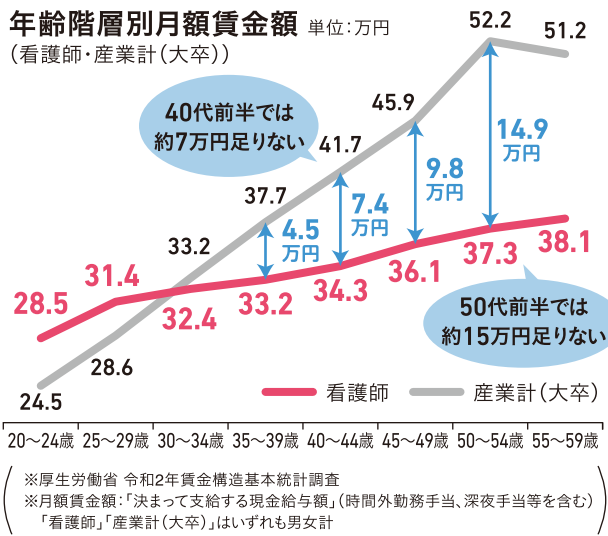


# 月額 4万円以上の 大幅賃上げを 求めています



介護、医療、保育などケア労働の現場はつねに人手不足で離職率が高く、その理由のトップに「責任の重さに比べて賃金が低い」ことがあります。一時的な補助金対応ではなく、生活できる賃金を保障するため、さらに大幅賃上げをもとめています。

## 看護師 全産業のなかでも低い賃金



介護職や保育士の賃金も  
全産業平均より

月額7~9万円低い!

まだまだできる!

労働組合の運動で作ってきた  
成果はたくさんあります

- 医療・介護現場の人にコロナ慰労金の支給
- 医療機関や介護施設への補助金の支給
- 医療従事者がコロナに罹患した場合に  
労災認定に
- 「医療労働者への誹謗中傷をやめましょう」の  
注意喚起

あなたの声をお寄せください

● ネット署名はこちら



● 「すべてのケア労働者の賃上げを求める」  
一言メッセージキャンペーン



ご相談は京都医労連へ

075-801-8002

私たち京都医労連は、京都の医療・介護・福祉施設で働く約6000名の労働者でつくる労働組合です。  
労働組合に入って、「もっと働きやすい」「安心して働き続けられる」そんな職場を、一緒につくりませんか?

組合があれば、交渉できる!

仲間づくりもバックアップします



京都医療労働組合連合会(京都医労連)

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都6階 TEL(075)801-8002 / FAX(075)811-6170

E-mail



HP

